

制 度 名	新規就農総合支援事業 (国：新規就農者育成総合対策)	主管課名	農業経営課 就農・農業参入支援室
		問合せ先	029-301-3844
目的・趣旨	就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付及び経営発展のための設備投資への支援等により、儲かる農業を実現する経営発展ロールモデルを育成する。また、新規就農者を誘致する体制整備を支援する。		
<p>[対象団体] 市町村、就農希望者等</p> <p>[対象事業]</p> <p>1 就農準備資金 研修期間中の研修生に対する資金【事業主体：県、市町村】</p> <p>2 経営開始資金 新たに経営を開始する者に対する資金【事業主体：市町村】</p> <p>3 経営発展支援事業 経営発展のための機械・施設の導入等の支援 【事業主体：市町村】</p> <p>4 新規就農者誘致環境整備事業 誘致体制の整備や研修農場整備の支援 【事業主体：市町村、協議会等】</p> <p>5 新規就農者チャレンジ事業 農業用機械・施設の導入等の支援 【事業主体：市町村】</p> <p>[補助要件等] ※主な要件</p> <p>1 就農準備資金 (1) 就農予定時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等</p> <p>2 経営開始資金 (1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 認定新規就農者であること (3) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等</p> <p>3 経営発展支援事業 (1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 認定新規就農者であること 等</p> <p>4 新規就農者誘致環境整備事業 (1) 市町村が参画した就農前後の者の支援体制が構築されていること (2) 事業実施区域において地域計画が策定されていること</p> <p>5 新規就農者チャレンジ事業 (1) 独立・自営就農時の年齢が 65 歳未満であること (2) 認定新規就農者であること (3) 営農地が属する地域計画が要件を満たすこと 等</p> <p>[対象経費]</p> <p>1 就農準備資金 研修期間中（最長 2 年間）の諸経費</p> <p>2 経営開始資金 経営開始後（最長 3 年間）の諸経費</p> <p>3 経営発展支援事業 (1)機械・施設等の取得、改良又はリース (2)継承した機械・施設等の修繕・移設・撤去 等</p> <p>4 新規就農者誘致環境整備事業 (1)新規就農者の誘致体制の整備に係る諸経費 (2)研修農場の整備（機械・施設等）に係る諸経費</p> <p>5 新規就農者チャレンジ事業 機械・施設等の取得、改良又はリース</p> <p>[補助限度額等]</p> <p>1 就農準備資金 交付期間 1 年につき 1 人当たり 165 万円</p> <p>2 経営開始資金 交付期間 1 年につき 1 人当たり 165 万円</p> <p>3 経営発展支援事業 補助対象事業費上限(1)1,000 万円 (2)1,800 万円</p>			

- 4 新規就農者誘致環境整備事業 1 地区当たり定額 200 万円、1/2 他(メニューによる)
 5 新規就農者チャレンジ事業 補助対象事業費上限 個人 5,000 万円、法人 1 億円

[経費負担割合]

区 分	国	県	市町村	その他
就農準備資金及び経営開始資金	定額	-	-	-
経営発展支援事業	1/2	1/4	-	1/4(本人)
	1/3	1/6	-	1/2(実施主体)他
新規就農者誘致環境整備事業	1/2 他	-	-	1/2(実施主体)他
新規就農者チャレンジ事業	3/10	-	-	-
				7/10(実施主体)他
[令和 8 年度当初予算額] 756,224 千円	[令和 8 年度補助対象団体] 順次要望調査を実施して決定			

[備考]